

感染が疑われる場合等の対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる場合の対応」、「新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応」、「感染した場合の対応」及び「同居者が感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染が疑われる場合等の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する学内相談窓口は下記のとおりです。
電話、FAX 又はメール（以下「電話等」という。）で連絡してください。

○滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 019-694-2031

○宮古キャンパス 宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 0193-64-2234

(2) 発熱などの風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談してください。どの医療機関を受診したらよいかわからない場合や夜間休日の場合は、いわて健康フォローアップセンターへ電話で相談してください。

○ いわて健康フォローアップセンター

電話 0570-089-005 受付時間 24 時間対応全日（土日祝含む）

また、登校・出勤の目安は、日本産業衛生学会の「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」に準拠して、次のとおりとします。

登校・出勤の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており (a)、発熱以外の症状 (b) が改善傾向である。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

やむを得ない事由により上記期間に登校又は出勤せざるを得ない場合は、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けること。

新型コロナウイルスの検査ができない場合は、(上記(a)状態で) 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも 72 時間が経過していること。

(3) 濃厚接触者であると連絡があった場合の対応

濃厚接触者であると連絡があった場合は、健康サポートセンター又は宮古事務局（保健室）（以下、「健康サポートセンター等」という）電話等で報告してください。

同居家族等の感染により自身が濃厚接触者となった場合は、同居家族等の療養又は自宅待機する期間、同居家族等以外の感染による濃厚接触者の場合は、最後に接触した日の翌日から起算して 7 日間、登校や出勤をすることができません。

感染予防や健康観察に努めて自宅待機するとともに、発熱等の風邪症状がみられた場合は、「濃厚接触者」である旨を、かかりつけ医等へ事前に電話で相談してください。

2 新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応

(1) 新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査結果の報告

新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査の結果は、健康サポートセンター等へ電話等で連絡してください。主な報告の内容は、次のとおりです。

- 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- 検査日(受診医療機関名)、検査を受けるまでの経緯
- 症状の有無（発症からの症状の経過）、行動確認（濃厚接触者、学内登校出勤の有無等）

(2) 新型コロナウイルス検査「陰性」の場合の対応

陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、「登校・出勤の目安」に準じ、発症後に少なくとも8日は、自宅療養及び待機に努めるようにしてください。

3 感染した場合等の対応

(1) 新型コロナウイルス検査「陽性」の場合の対応

新型コロナウイルス検査の結果「陽性」で、感染が確認された場合は、有症状の場合は発症日の翌日から起算して10日間、無症状の場合は検体採取日の翌日から起算して7日間、自宅療養及び待機としてください。療養状況等について変更があった場合は、健康サポートセンター等に、随時連絡してください。

また、濃厚接触者と判定又は思われる者がいた場合は、速やかに連絡してください。

[濃厚接触者の定義] 厚生労働省

発症2日前又は検体採取日2日前の期間から

■同居している方

■陽性者のマスク着用が不十分な状態(必要な感染予防策なし)で、手で触れることのできる距離(目安として1メートル)において、15分以上の会話や食事、カラオケ、喫煙などをした方

■換気が不十分な状態で長時間車内に一緒にいた方

※詳しく聞き取りした上で、総合的に判断します。

(2) 登校及び出勤について

自宅療養及び待機期間が終了し、保健所等による指示事項がないことを確認のうえ、登校及び出勤をするようにしてください。

4 家族等が感染した場合等の対応

(1) 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

同居している家族等に発熱等症状がある場合は、マスクの着用等の家庭内での感染予防に努めて健康管理に十分注意してください。

(2) 同居している家族等が濃厚接触者等で自宅待機となった場合

同居している家族等が濃厚接触者等となった場合は、健康サポートセンター等に電話等で連絡してください。同居している家族等が自宅待機する期間は、登校や出勤はできません。

(3) 同居している家族等が、新型コロナウイルス検査を受ける場合

同居している家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合は、健康サポートセンター等に電話等で連絡してください。

検査を受ける連絡があった日から検査の結果が判明するまでの期間は、登校や出勤はできません。

(4) 同居している家族等が感染した場合

同居している家族等の感染が判明した場合は、健康サポートセンター等に電話等で連絡してください。

感染した家族等が自宅療養又は待機する期間は、登校や出勤をすることができません。家庭内での感染予防に努めて自身の健康管理に十分注意してください。

また、症状が出現した場合は、「同居している家族が感染している」旨をかかりつけ医等へ事前に電話で相談してください。

5 その他

厚生労働省は、新型コロナウイルスに関するQ&Aを公開しています。



Q&Aこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

添付資料 健康記録票（自宅療養者用）

《問合せ窓口》

滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030

Mail tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス 宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230

Mail myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp